

## 領収書等が存在しないケースについて

不存在の理由	監査での対応	備考
領収書等の取り忘れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 領収書等を再徴収するよう助言する。</li> <li>・ それでも徴せない場合には、領収書等亡失一覧の作成を求め、会計責任者等にヒアリングを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない（法第11条第1項、第19条の9）。</li> <li>・ 法第11条の規定に違反して領収書等を徴せず、若しくはこれを送付せず、又はこれに虚偽の記入をした者は3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処せられる（法第24条第1項第3号）。</li> </ul>
領収書等の亡失 （3要件に不備があるものを含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 領収書等を再徴収するよう助言する。</li> <li>・ それでも徴せない場合には、領収書等亡失一覧の作成を求め、会計責任者等にヒアリングを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び領収書等を徴し難かった支出の明細書等を、これらに係る収支報告書の要旨が公表された日から3年間を経過する日まで保存しなければならない（法第16条第1項、第19条の11第2項）。</li> <li>・ 法第16条第1項の規定に違反して会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等又は振込明細書を保存しない者は3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処せられる（法第24条第1項第4号、第27条第2項）。</li> </ul>
領収書等を徴し難い事情がある場合 （例） ・ suica、PASMOの利用 ・ クレジットカード ・ 銀行引き落とし ・ 金銭以外のものによる支出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「政治資金監査実施要領」の「領収書等を徴し難い事情の具体例」に該当するものについては、徴難明細と会計帳簿等を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会議員関係政治団体が行った支出のうち領収書等を徴し難い事情があったものについては、政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徴し難かった支出の明細書等を作成しなければならない（法第19条の11第1項）。</li> <li>・ 法第12条又は第17条の規定に違反して報告書又はこれに併せて提出すべき書面の提出をしなかった者は5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処せられる（法第25条第1項第1号）。</li> </ul>
振込明細書 ・ 銀行振込み ・ ネットバンキング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 振込みの方法により支出したときあつては、金融機関が作成した振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したものを提出しなければならない（法第11条第2項、第19条の11）。</li> <li>・ 法第12条又は第17条の規定に違反して報告書又はこれに併せて提出すべき書面の提出をしなかった者は5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金に処せられる（法第25条第1項第1号）。</li> </ul>